

ご利用にあたっての留意事項

大学コンソーシアム京都共通閲覧システム Q&A

共通閲覧システムは、公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下「財団」という。）に加盟する大学・短期大学の学生・教職員が、各加盟大学・短期大学の図書館（以下「図書館」という。）に所蔵する資料の閲覧・複写等を簡便な手続きで利用できるシステムです。次の事項に留意し、共通閲覧システムを積極的にご活用ください。

（共通閲覧システムの参加図書館）

Q1：共通閲覧システムには、財団に加盟するすべての図書館が参加しているのですか？

A1：この共通閲覧システムには、参加している図書館と参加していない図書館があります。参加・不参加の状況については、財団のHPの「公益財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システム 参加大学・短期大学図書館一覧」で確認することができます。

（共通閲覧システムの利用範囲）

Q2：共通閲覧システムの利用範囲について教えてください。

A2：財団加盟大学の学生・教職員は、原則として自分の大学にない資料（貸出中などの資料含む）を、身分証（学生証、教職員証等）を提示することで利用できます。利用範囲は、図書館所蔵資料の閲覧および複写を中心とします。

なお、利用範囲の詳細は、「公益財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システム 参加大学・短期大学図書館一覧」の「利用案内」で必ずご確認ください（以下の内容についても、必ず「利用案内」でご確認ください）。

（共通閲覧システムの利用条件・手続等）

Q3：私が所属する大学・短期大学の図書館は、共通閲覧システムに参加していません。この場合は、他大学の共通閲覧システムに参加している図書館を利用することができますか？

A3：共通閲覧システムのルールに基づき、大学コンソーシアム京都加盟大学・短期大学の学生の方は、利用することができますので、ご安心ください。

Q4：共通閲覧システムを利用する場合、どのような手続が必要でしょうか？

A4：原則として、学生・大学院生は学生証、教職員は身分証（教職員証）を提示することにより、利用することができます。

図書館によっては、「所蔵調査および閲覧依頼書」[以下注(1)]または「共通閲覧証」[以下注(2)]が必要なところや、閲覧簿等の記入が必要なところもありますので、各大学・短期大学図書館の「利用案内」で必ず確認してください。

Q5：共通閲覧システムに参加している図書館の利用条件は、同一になっていますか？

A5：利用条件は各図書館によって異なります。共通閲覧システムでは、資料の閲覧を基本といたしますが、貸出やレファレンス等の取扱いは各大学図書館により様々ですので、各大学・短期大学図書館の「利用案内」で必ず確認してください。

Q6：共通閲覧システムに参加している大学であれば、身分証の提示によって、所蔵資料をすべて閲覧できるのですか？

A6：大学によって異なりますが、身分証で閲覧できる資料は、基本的に本館にあります。研究室・資料室等にある資料は、あなたが所属する大学図書館を通して事前に連絡をすることにより、閲覧が可能となる場合もあります（「所蔵調査および閲覧依頼書」を使用）。貴重書も同様の扱いになるところが多いと思われまます。詳しくは、各大学・短期大学図書館の「利用案内」で必ず確認してください。

（共通閲覧システムの実際の利用方法）

Q7：利用したい資料を OPAC（蔵書目録データベース）で検索したら、共通閲覧システムに参加している他大学の図書館にありました。どのようにすれば利用できますか？

A7：以下の方法で利用することができます。

< 学生証・教職員証等の身分証による利用 >

自分で直接訪問して利用することができます。

【注意事項】

(1)利用を希望する図書館の「利用案内」で、開館時間・利用の範囲等を必ず確認してください。

(2)実際訪問しても、他の利用者が貸出中または閲覧中などの理由により、閲覧できない場合があることをご承知おきください。

※確実に利用したい場合は、次のⅡの方法でご利用ください。

< 所蔵調査および閲覧依頼書」による利用 >

あなたが所属する図書館のカウンターで、必要な手続きをしてください。

なお、上記 1 のみで利用できる大学・短期大学と、2 による利用が必須のところがありますので、各大学・短期大学図書館の「利用案内」で必ず確認してください。

(席貸しの利用について)

Q8：自宅の近くに、共通閲覧システムに参加している他大学の図書館があります。資格取得等の勉強で利用したいのですが、利用は可能ですか？

A8：席貸しの利用はできません。

(図書館利用の基本マナー)

Q9：共通閲覧システムを利用する場合、他に注意することはありますか？

A9：言うまでもないですが、各図書館のルールやマナーをしっかりと守り、迷惑にならないように利用することが大切です。具体的には、次の6項目をあげることができます。

1. 図書館資料は大切に扱うこと。
2. 館内では他の利用者の迷惑にならないよう静粛にすること。
3. 館内は飲食禁止です。ペットボトルなどの飲物は、机の上に置かないこと。
4. 館内では携帯電話を使用しないこと。
5. 図書館職員の指示に従うこと。
6. その他各図書館の定めたルール・マナーを守ること。

以上